

令和7（2025）年2月18日

質問回答書

業務名：高根沢町環境基本計画 2026（仮称）策定支援業務

該当資料 該当箇所	質問事項	回答
仕様書 8業務の内容 ⑦	「一体的に統合して策定する計画の自治体向け計画策定マニュアルや手引き」とは具体的に何か。	国や県が作成している指針・マニュアル・手引き等を指している。 例）「地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）の策定・実施マニュアル」、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」等
仕様書 6計画の要旨 （1）計画の内容	区域施策編/事務事業編は策定済みとのことであり、仕様書にもCO2推計や算定は記載がないため、本業務では環境基本計画への統合にあたり施策体系や施策等の見直しを検討することが求められるという認識か。	ご認識のとおり。
仕様書 6計画の要旨 （1）計画の内容	資源循環推進計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理計画という認識か。 こちらは策定義務の計画であるが、既存の計画はなく新たに策定するという点で間違いないか。	ご認識のとおり。 本町の一般廃棄物処理基本計画は、塩谷広域行政組合を構成する2市2町の計画を一括して組合が策定している。本業務では、町独自で実施している資源循環等の施策について、基本計画に追加する部分を新規策定したい。 なお、一般廃棄物処理実施計画及び分別収集計画並びに災害廃棄物処理計画については、町が単独で策定済である。